

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 42 号）第 3 条の規定に基づき、長崎市中部下水処理場跡地活用検討委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 11 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 商工業関係団体を代表する者
- (3) スポーツ関係団体を代表する者
- (4) 教育関係団体を代表する者
- (5) 障害者団体を代表する者
- (6) 地域活動団体を代表する者
- (7) 近隣施設を代表する者
- (8) 市民

3 市長は、前項第 8 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年又は委嘱の日から第 7 条の規定による報告が終了する日のいずれか早い日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前 2 項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 委員長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部土木企画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

委員名簿

令和 8 年 6 月 1 日時点

(区分順)

区分	所 属	職 名	氏 名
学識経験のある者	長崎大学 総合生産科学域（環境科学系）	教授	わたなべ たかし 渡邊 貴史
	活水女子大学 健康生活学部 生活デザイン学科	教授	もうり ようこ 毛利 洋子
商工業関係団体を代表する者	長崎商工会議所 都市整備委員会	副委員長	たにがわ きいち 谷川 喜一
スポーツ関係団体を代表する者	（公財）長崎市スポーツ協会	会長	わたなべ ゆうじ 渡辺 雄児
教育関係団体を代表する者	長崎市私立幼稚園・認定こども園 PTA 連合会	会長	こうづ めぐみ 高津 愛美
障害者団体を代表する者	（一社）長崎市心身障害者団体連合会	事務局長	かわせ ともあき 川瀬 朋章
地域活動団体を代表する者	銭座校区連合自治会	会長	とみざわ たかゆき 富澤 隆幸
	（一社）長崎青年会議所	理事長	てらさわ たかのり 寺澤 孝憲
近隣施設を代表する者	（株）リージョナルクリエーション長崎	まちづくり連携リーダー	なかざき けんじ 中崎 謙司
	（株）みらい長崎 総務業務部	部長	あつち じゅんや 厚地 純也